

第 143 回 豊橋市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和 8 年 1 月 7 日（水）午前 10 時 00 分から午前 10 時 40 分まで
2. 場 所 豊橋市役所 西館 7 階 第 1 委員会室
3. 案 件 第 1 号議案 東三河都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）
第 2 号議案 東三河都市計画用途地域の変更について（豊橋市決定）
第 3 号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について（愛知県決定）
4. 報 告 報告事項 1 浜松湖西豊橋道路について
報告事項 2 豊橋新城スマート I C（仮称）周辺土地利用計画について
5. 出席委員 14 名
第 1 号委員 浅野 純一郎委員、三輪 多恵子委員、神藤 文代委員、
小林 和夫委員、松岡 孝子委員、前田 裕子委員、
柳原 茂委員
第 2 号委員 星野 隆輝委員、田中 敏一委員
第 3 号委員 清永 芳弘委員、鈴木 節子委員、林 克行委員、
高見 泰彦委員の代理で和田 春樹委員、
吉見 正樹委員
6. 欠席委員 3 名 岩ヶ谷 光晴委員、駒木 伸比古委員、夏目 真季委員
7. 審議会の結果
第 1 号議案 原案のとおり承認
第 2 号議案 原案のとおり可決
第 3 号議案 原案のとおり承認
8. 事務局
金子都市計画部長
（都市計画課）
佐藤課長、近江主幹、鈴木主査、村松技師
（北部地域活性化推進室）
山中主幹、青木補佐

9. 議事の概要

- ・出席委員が過半数に達したため審議会の成立が確認された。
- ・今回の議事録署名人に鈴木 節子委員と吉見 正樹委員が指名された。
- ・議案の審議内容・過程において、運営規則に定められた非公開事項に該当する恐れのあるものが含まれていないことを確認の上、議案を審議した。

第1号議案 東三河都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）及び

第2号議案 東三河都市計画用途地域の変更について（豊橋市決定）及び

第3号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について（愛知県決定）

第1号議案、第2号議案及び第3号議案については内容が関連するため、次の要旨で一括で説明された。（説明者：都市計画課 主幹）

○議案概要説明書

都市計画変更の内容及び理由

- ・当該地区は、令和5年9月及び令和6年6月に公有水面埋立事業がしゅん工したことから、当該土地の適切な土地利用を図るため、区域区分を変更し市街化区域に編入するもの。明海地区の約4.7haを編入し、市全体で約6,203haに、東三河全体で約14,087haに変更する。
- ・また、周辺と一体的な土地利用を図るため、用途地域については、工業専用地域に指定するとともに港湾管理者が当該地区を適正かつ円滑に管理運営する必要があるため、臨港地区に指定するもの。明海地区の約4.7haを指定し、市全体で約164haに、東三河全体で約593haに変更する。

都市の将来像における位置づけ

- ・東三河都市計画区域マスタープランや豊橋市都市計画マスタープランにおいて、それぞれ当該都市計画について位置づけられている。

都市計画の必要性

- ・工業用地としてふさわしい土地利用の形成を図るため市街化区域に編入する。また、これに併せて周辺と一体的な土地利用を図るため工業専用地域に指定する。さらに、港湾管理者が当該地区を適正かつ円滑に管理運営する必要があるため、臨港地区に指定する。

都市計画の妥当性

- ・当該地区は、重要港湾三河港の港湾区域及び工業用地として整備された既存の市街化区域に隣接する、工業系土地利用に適した位置であり、都市計画道路東三河臨海道路に近接し、かつ国道23号大崎インターチェンジへのアクセスに優れた地区である。
- ・当該地区は、公有水面埋立事業がしゅん工し、工業用地として既に整備された区域を対象としており、また周辺と一体的な土地利用が図られる。
- ・以上から、当該都市計画は妥当と判断している。

都市計画変更手続きのスケジュール

- ・令和7年5月27日に説明会を開催し、以降、県の事前協議や案の縦覧を経て都市計画審議会で議決及び承認した後、県の都市計画審議会や知事協議を経て、令和8年3月に決定告示を行う予定である。

説明終了後、以下の点について質疑された。

委員

当該地区周辺の道路や水道などライフラインの整備状況を教えてほしい。また、現在の土地の利用状況を教えてほしい。

事務局

当該地区は、北側に道路が接続しており、周辺では水道や下水道の整備も完了している。また、当該地区は現在、モータープールとして利用されている。

会長

審議会としての答申をまとめる。

第1号議案 東三河都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）及び

第2号議案 東三河都市計画用途地域の変更について（豊橋市決定）及び

第3号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について（愛知県決定）

原案のとおり可決及び承認することでご異議はないか。

委員

異議なし。

会長

異議なしと認め、第1号議案及び第3号議案は承認され、第2号議案は可決された。

報告事項1 浜松湖西豊橋道路について

報告事項について説明した。

（説明者：都市計画課 主幹）

報告事項2 豊橋新城スマートIC（仮称）周辺土地利用計画について

報告事項について説明した。

（説明者：北部地域活性化推進室 室長補佐）

会長

それではこれにより審議会を閉会する。